

1 要介護認定調査業務の全市委託化について

令和2年4月1日から、当市で実施する要介護認定調査業務を新たに「**豊田東部介護認定調査センター**」を追加した3つの事業所に分けて、**全て委託します**。

事業所ごとの担当エリアは原則として以下のとおりですが、スムーズな認定事務となるよう**エリアを超えて対応することもある**ため、ご承知おきください。

| 名称 | 主な担当地区 | 電話 | 指定市町村事務受託法人 |
|----------------|------------|---------|--------------------|
| 豊田中部介護認定調査センター | 挙母 | 41-8577 | 株式会社 日本ビジネスデーター |
| 豊田南部介護認定調査センター | 上郷・高岡 | 41-7050 | プロセシングセンター |
| 豊田東部介護認定調査センター | 猿投・高橋・旧町村部 | 41-6576 | 株式会社 アール・ツーエス |

2 居宅介護支援事業所等への小規模委託に関する方針について

上記のとおり、要介護認定調査業務の指定市町村事務受託法人への委託化に伴い、これまで当市から市内の居宅介護支援事業所等へ依頼していました認定調査委託（小規模委託）は原則として実施しないこととします。

認定調査を実施できる居宅介護支援事業所等については、他保険者からの委託依頼についてはこれまでどおり受託いただくことは可能です。

また、上記に伴い当市が主体となって居宅介護支援事業所等への認定調査員新任・現任研修を実施することも無くなりますが、**介護保険制度に関する出前講座の実施や、県が実施する新任・現任研修のご案内は今後も継続していきます**ので、積極的にご活用くださいますようお願いいたします。

3 要介護認定・要支援認定 更新申請受付開始日のお知らせ

認定の更新申請は、認定有効期間終了日の60日前から受付を開始します。なお、休日・祝日と重なった場合は翌営業日となります。令和2年度の更新申請の受付開始日は以下のとおりです。

| 認定有効期間終了日 | | 更新勧奨送付予定日 | 受付開始日 |
|------------|---|------------|----------------|
| 令和2年 5月31日 | → | 令和2年 3月19日 | 令和2年 4月 1日 (水) |
| 6月30日 | | 4月20日 | 5月 1日 (金) |
| 7月31日 | → | 5月20日 | 6月 1日 (月) |
| 8月31日 | | 6月19日 | 7月 2日 (木) |
| 9月30日 | → | 7月20日 | 8月 3日 (月) |
| 10月31日 | → | 8月20日 | 9月 1日 (火) |
| 11月30日 | → | 9月18日 | 10月 1日 (木) |
| 12月31日 | → | 10月21日 | 11月 2日 (月) |
| 令和3年 1月31日 | → | 11月20日 | 12月 2日 (水) |
| 2月28日 | → | 12月21日 | 令和3年 1月 4日 (月) |
| 3月31日 | → | 令和3年 1月20日 | 2月 1日 (月) |
| 4月30日 | → | 2月19日 | 3月 1日 (月) |

【問合せ先】

介護保険課 認定担当 西田、渡部、香村、鈴木
電話 (0565) 34-6961 (直通)